

健医援第 1879 号

令和 8 年 9 月 10 日

市長職務代理者設置に伴う発信者名等の表示について

現在、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 1 項の規定に基づき、市長職務代理者を設置しております。

ひとり親家庭等医療費助成制度に基づく医療費等支給決定通知書は、公印押印その他の準備を完了しているものであるため、市長名及び公印の表示がなされています。

当該文書は市長職務代理者が発出するものであり、文書中の市長名及び公印については、市長職務代理者名及びその公印に訂正します。

（訂正前）

横浜市長

（訂正後）

横浜市長職務代理者

なお、当該文書の効力その他の内容に影響はありません。

（参考）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条の概要

普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は副市町村長がその職務を代理する。

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平 原 敏 英